

第1回吉岐市政治倫理審査会 会議録（要約版）

日 時：平成29年4月13日（木）10：00～11：30

場 所：吉岐市役所 郷ノ浦庁舎 地下会議室

出席者：委員（6名）

横山正人、大嶋功、松嶋秀真郎、竹尾和生、坂元正博、松崎妙子

事務局（5名）

総務部長 久間博喜、総務課長 中上良二、総務課

課長補佐 横山将司、係長 村田孝文、財政課係長 渡野浩司

（参考 報道関係者5名、傍聴者7名）

1) 開会

進行：中上課長

2) 委員及び事務局紹介

上記出席者の紹介

3) 吉岐市政治倫理審査会の概要等について

説明：横山課長補佐

1. 設置目的

政治倫理確立のために、必要な事項の調査などを行うこと。

対象：市議会議員、市長・副市長・教育長

2. 設置根拠

吉岐市政治倫理条例（平成20年吉岐市条例第42号）第6条

3. 担当事務

政治倫理基準違反の疑いがある場合又は市民から調査請求があった場合（選挙権を有する者の中から、100分の1以上の連署が必要）に、市長から付託を受け、その事案について適否や存否の審査を行う。市民からの調査請求の場合は、審査を付託された日から60日以内に調査を完了し、結果を議長及び市長へ報告しなければならない。

審査会は、審査を行うため事情聴取等必要な調査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

4. 委員定数

6人以内（現在6人）

5. 委員任期

4年間（引き続いての再任不可）

※ただし、任期途中で退任となった委員の後任委員の任期については、前委員の残任期間となる。

6. 審査会組織

会長 1名、副会長 1名 ※審査会議長は会長が務める。

4) 会長及び副会長の選任について

委員の互選により会長及び副会長を選任。

会 長：横山 正人 委員

副会長：坂元 正博 委員

5) 協議事項

①調査請求書について

◎概要等説明：中上課長

- ・平成29年3月21日付けで壱岐市郷ノ浦町在住の市民の方から、壱岐市政治倫理条例第7条第1項の規定による調査請求書が提出された。調査請求の対象となる者は、壱岐市 白川博一市長である。同条例第7条第1項に規定する市民の調査請求権において、選挙権を有する者の中から100分の1以上の連署が必要となっており、その確認について、3月21日に壱岐市選挙管理委員会あてに調査請求者署名簿の確認依頼を行い、3月23日に壱岐市選挙管理委員会から回答を受け、署名総数284人、うち有効署名259人、不備24人、無効1人という結果であった。このため、選挙人名簿の平成29年3月2日の定時登録数が、23,006人であるので、100分の1以上の231人以上の有効署名数があれば、その要件を満たすものであり、今回の有効署名数が259人であったため、要件を満たすものであった。この結果を受け、同条例第7条第3項の規定に基づき、壱岐市長が平成29年3月24日付けで壱岐市政治倫理審査会へ審査を付託し、これを受けて、本日の審査会の開催に至った。

◎委員による協議（主な意見）

- ・調査請求の内容について大きくは2点についての請求と考える。

- (1) 壱岐市政治倫理条例第4条第1項第4号に規定する、市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、これに違反しているのではないか。
- (2) 同条例第2条第1項に規定する、議員及び市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければ

ならない、これに違反しているのではないか。

- 関係資料や伝え聞いたことのみではなかなか判断しづらい部分があるため、当事者を呼んで直接事情を聞く方がいいと考えるが、市長の議会答弁でもあるように、刑事告訴がされている状況で、なかなかお話しただけでないという事情も理解できる。ただ、審査会としては、事情聴取ができないからそれで終わるとするのはやはり問題があると思われるため、関係者をお呼びして可能な範囲で事情を聴取したい。
- お呼びする関係者の範囲についてだが、本件は多数の人が関わっている案件ではない。市長、相手方の建設会社社長、そして指名審査委員会の委員長である副市長、この3名をお呼びしたらどうか。

【協議結果】

- 次回（第2回）審査会において、関係者3名、市長、副市長、当該建設会社社長をお呼びして、事情聴取を行うことで決定。

②その他

◎概要等説明：中上課長

- 市内のある団体から、吉岐市政治倫理審査会会長あてに、吉岐市政治倫理条例施行規則に関するお尋ねという文書が提出されている。吉岐市政治倫理条例施行規則第5条第2項に、市長に調査請求却下の権限を与えているのではないか、このことについて、審査会の見解を伺いたいというお尋ねである。

◎委員による協議（主な意見）

- 一般的な規則の妥当性を問うものであり、審査会で審査できる事項に定義されておらず、審査会として回答すべき案件ではないと考える。

【協議結果】

本件については、吉岐市政治倫理審査会が見解を示す立場ではない。